

畜 号 外
令和 5 年 1 月 26 日

全国農業協同組合連合会岩手県本部県本部長
一般社団法人岩手県畜産協会会長理事
一般社団法人岩手県獣医師会長
公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会会長理事
一般社団法人岩手県配合飼料価格安定基金協会理事長
岩手県動物薬品器材協会長

} 様

岩手県農林水産部畜産課総括課長

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について（65、66 例目）

このことについて、農林水産省から別添のとおり、プレスリリースがありましたので、お知らせします。

つきましては、養鶏場に立ち入る際は、消毒を徹底するなど病原体の侵入防止対策に御配慮願います。

なお、本病に関する最新情報については、農林水産省ホームページに掲載されております。

農林水産省ホームページ

ホーム > 消費・安全 > 鳥インフルエンザに関する情報

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>



【振興・衛生担当（山岸） TEL019-629-5729】

[ホーム](#) > [会見・報道・広報](#) > [報道発表資料](#) > 埼玉県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

プレスリリース

埼玉県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

ツイート

印刷

令和5年1月26日
農林水産省

本日（1月26日（木曜日））、埼玉県行田市の家きん農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認（今シーズン国内65例目）されました。

これを受け、農林水産省は、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」をもち回りで開催し、今後の対応方針について決定しました。

1.農場の概要

所在地：埼玉県行田市

飼養状況：約3千羽（あひる（あいがも））

2.経緯

(1) 昨日（1月25日（水曜日））、埼玉県は、同県行田市の農場から、死亡羽数の増加がみられる旨の通報を受けて、農場への立入検査を実施しました。

(2) 同日、当該家きんについて鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ陽性であることが判明しました。

(3) 本日（1月26日（木曜日））、当該家きんについて遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。

3.今後の対応方針

「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」をもち回りで開催し、今後の防疫措置等について決定しました。

4.農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

日時：令和5年1月26日（木曜日）（持ち回り開催）

5.その他

(1) 我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html（外部リンク）

(2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、誠に慎むよう御協力をお願いいたします。

特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、誠に慎むようお願いいたします。

(3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

[ホーム](#) > [会見・報道・広報](#) > [報道発表資料](#) > 滋賀県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

[プレスリリース](#)

滋賀県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

[ツイート](#)[印刷](#)

令和5年1月26日
農林水産省

本日（1月26日（木曜日））、滋賀県大津市の家きん農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認（今シーズン国内66例目）されました。

これを受け、農林水産省は、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を持ち回りで開催し、今後の対応方針について決定しました。

1.農場の概要

所在地：滋賀県大津市

飼養状況：6羽（だちょう（エミュー））

疫学関連農場：滋賀県大津市（1農場、約40羽（採卵鶏））

2.経緯

(1) 昨日（1月25日（水曜日））、滋賀県は、同県大津市の農場から、家きんの死亡がみられる旨の通報を受けて、農場への立入検査を実施しました。

(2) 同日、当該家きんについて鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ陽性であることが判明しました。

(3) 本日（1月26日（木曜日））、当該家きんについて遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。

3.今後の対応方針

「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を持ち回りで開催し、今後の防疫措置等について決定しました。

4.農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

日時：令和5年1月26日（木曜日）（持ち回り開催）

5.その他

(1) 我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html（外部リンク）

(2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

特に、ヘリコプターやドローンを使用するの取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

(3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。